

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（抄）

附則

（政府の責務）

第六十六条 政府は、多重債務問題（貸金業を営む者による貸付けに起因して、多数の資金需要者等が重疊的又は累積的な債務を負うことにより、その営む社会的経済的生活に著しい支障が生じている状況をめぐる国民生活上及び国民経済の運営上の諸問題をいう。以下同じ。）の解決の重要性にかんがみ、関係省庁相互間の連携を強化することにより、資金需要者等が借入れ又は返済に関する相談又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備、資金需要者への資金の融通を図るための仕組みの充実、違法な貸金業を営む者に対する取締りの強化、貸金業者に対する処分その他の監督の状況の検証、この法律による改正後の規定の施行状況の検証その他多重債務問題の解決に資する施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(平成18年11月29日)

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 上限金利引下げを始めとする改正法の可及的速やかな施行に努めるとともに、カウんセリグ体制やセーフティネット貸付の充実、ヤミ金融への取締強化、登録業者への監督強化、金融経済教育の充実など、多重債務問題の解決に向けた対策に政府を挙げて取り組むため、内閣官房に多重債務者対策本部を早期に設置し、関係省庁が連携して、官民一体となった取り組みを推進すること。

一 各地方自治体に対し、多重債務者に対する相談窓口を設置して適切な助言を行い、カウんセリグ機関とのネットワークを構築して、必要な紹介を行うなど、多重債務を抱える住民に対する支援体制を整備するよう、要請を行うこと。また、事前予防型カウんセリグと債務整理型事後カウんセリグを共に強化し、資金需要者が適切なタイミグでカウんセリグを速やかに受けられるよう体制の充実と周知を図ること。そのため、日本司法支援センター（法テラス）、財団法人日本クレジットカウんセリグ協会等について、弁護士会等に必要な協力を要請しつつ、体制及び相互連携の強化を図ること。

一 無登録・高金利等のヤミ金融被害が増えることのないよう、違法業者の摘発のための体制を整備・拡充し、関係法令に基づき徹底した取締りを行うこと。また、違法業者に関する情報を広く一般から効果的に収集するための手法や、貸金業者・貸金業協会が行政当局に協力する仕組みの導入に努めること。さらに将来的には、法令違反によって得た利益を剥奪できる制度等について検討を進めること。

一 登録業者の監督についても、より効果的に行うための方策を検討しつつ強化を図ること。また、貸金業者の海外進出状況や進出先での活動状況については、海外の関係当局とも情報交換しつつ、その実態把握に努めること。

一 若年者による健全な実需に基づかない不要不急の借入れなど、無人契約機の安易な利用が多重債務問題の一因となっているとの指摘も踏まえ、十分な実態調査の上、安易な借入れを抑制する仕組みを検討すること。また、郊外における遊技施設等に隣接し、各社が集積させている設置方法などについて、貸金業協会による適切な自主規制が行われるよう配慮すること。

一 安易な借入れを抑制するため、テレビ・コマーシャルの放映時間帯、放映回数、及び誇大な看板など広告の方法や内容、頻度について、貸金業協会による適切な自主規制が行われるよう配慮すること。

一 成人後の多重債務化を極力抑制するため、金融経済教育をカリキュラムに組み込むなど、学校段階から家計管理や債務管理についての啓発活動を実施すること。その際、教材等の適切さについては、十分な注意を払うこと。

一 資金需要者に対する公的支援制度等のセーフティネットの拡充・強化については、貸し渋り等による影響を緩和し、ヤミ金融への流出を防止する観点から、地方自治体や関係団体とも協力しつつ、特段の努力を払うこと。

一 総量規制など、今回導入する新たな規制の実効性を確保するため、資金需要者の所得確認、借入状況確認、本人確認等の適切な与信審査が行われるよう、指導監督を徹底すること。

一 市民活動を支える新たな金融システムを構築する観点から、法施行後二年六月以内に行われる見直しに当たり、非営利で低利の貸付けを行う法人の参入と存続が可能となるよう、法律本則に明記することなど、必要な見直しを行う。

一 今回の改正後の多重債務問題の状況も見極めつつ、全ての消費者信用の利用者の保護を徹底するため、貸金業者以外の信販や銀行等も含めた消費者信用全体の体制のあり方等について、検討を進めること。

2 ホームレス対策について

複雑かつ多様なホームレス問題への対応については、雇用、住宅、保健医療、福祉等各分野にわたる総合的な取組みが重要である。

このため、日頃からホームレス数の増減、状態像等の実態把握に努め、適切な支援を図りたい。特にホームレスを多く抱える地方公共団体やホームレスが増加傾向にある地方公共団体においては、具体的な施策を策定するとともに、実情に応じてホームレス対策事業の活用を図る等、迅速かつ積極的に施策を実施されたい。

(1) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及び基本方針の見直しについて

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（以下、「法」という。）附則第3条においては、法施行後5年を目途に、法律の規定の見直しを検討することとされており、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）においては、再度実態調査を行った上、基本方針策定後5年を目途に見直しを行うこととされている。（参考1参照）

これを踏まえ、本年1月にホームレスの実態に関する全国調査を実施いただいたところである。調査結果については現在集計中であり、本年3月末から4月にかけて公表する予定であり、結果の分析については、本年夏頃を目途に実施し、それを踏まえ平成20年度予算概算要求並びに新基本方針案の検討を行うこととしている。（参考2参照）

なお、平成19年度予算案において、ホームレスの概数調査に係る経費を確保したところであり、概数調査については引き続き今年度と同様の方法で実施することとしているので、ご協力方よろしくお願ひしたい。

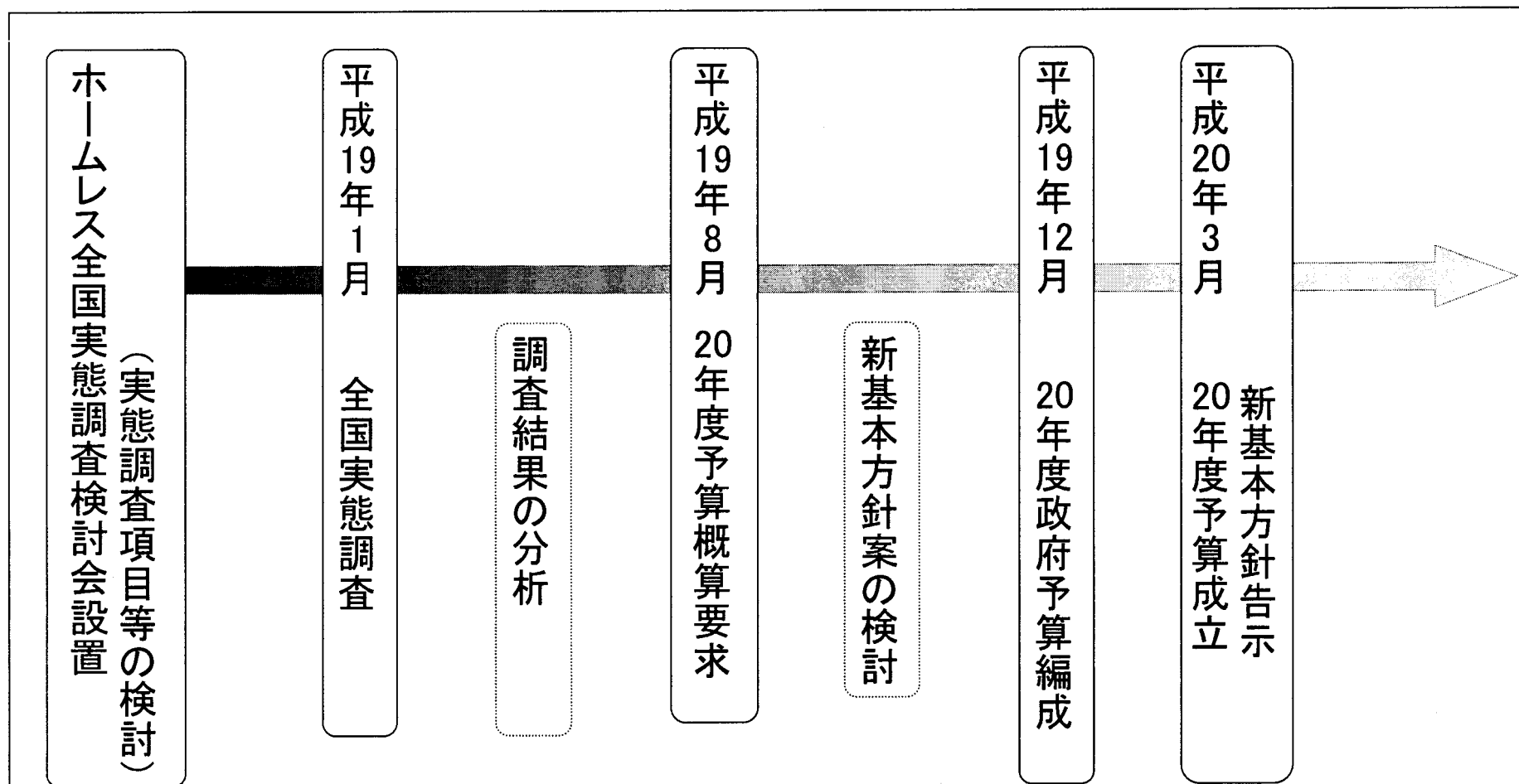
(2) 平成19年度のホームレス対策事業について

平成19年度のホームレス対策事業については、引き続き総合相談推進事業や生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業等を実施することとしているので、積極的な取組みを図るとともに、社会福祉法人、NPO等の民間団体との連携、協力の下での事業の実施を検討されたい。（参考2参照）

(参考) これまでのホームレス対策の経過と今後のスケジュール

平成14年8月	「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」公布施行
平成15年3月	「ホームレスの実態に関する全国調査」結果の公表 ・全国のホームレス数 581市町村で約2万5千人
平成15年7月	「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を告示
平成15年8月～	基本方針に基づき各地方公共団体において実施計画を策定
平成19年1月	ホームレスの実態に関する全国調査の実施
3月～4月	全国調査結果の公表

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及び基本方針の見直しスケジュール



・特別措置法は施行（平成14年8月）後5年を目途としてその施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。（法附則第3条）

・基本方針の運営期間は平成15年8月より5年。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。（基本方針第3の5）

(参考1)

政令指定都市及びホームレスが100人以上いる自治体におけるホームレス数の推移 (参考2)

15年1月の全国調査と直近の各自治体独自で行った調査を比較したもの。

なお、全国調査と自治体独自の調査との比較は、調査時期・調査範囲が異なるため、単純な比較は困難。(単位:人)

	15年1月 全国調査 (a)	自治体 直近調査 (b)	(調査年月)	差引 増▲減 (b-a)
東京都(※1)	5,545(6,361)	3,921	(18年2月)	▲1,624
名古屋市(※2)	1,630(1,788)	624	(18年6月)	▲1,006
川崎市	829	938	(17年7月)	109
福岡市(※3)	377(607)	485	(17年12月)	108
横浜市	470	862	(17年8月)	392
北九州市	421	280	(18年3月)	▲141
神戸市	323	221	(17年8月)	▲102
尼崎市	323	355	(17年9月)	32
さいたま市	211	167	(17年8月)	▲44
仙台市	203	153	(17年12月)	▲50
広島市	156	120	(18年6月)	▲36
西宮市	130	108	(17年9月)	▲22
浜松市	129	91	(18年2月)	▲38
千葉市	126	115	(18年2月)	▲11
静岡市	119	95	(18年6月)	▲24
札幌市	88	77	(17年10月)	▲11
合計	11,080(12,284)	8,612		▲2,468

※1 東京都の調査においては、国管理の河川は含まれない。

※2 名古屋市の調査においては、国及び県管理の公園、道路、河川等は含まれない。

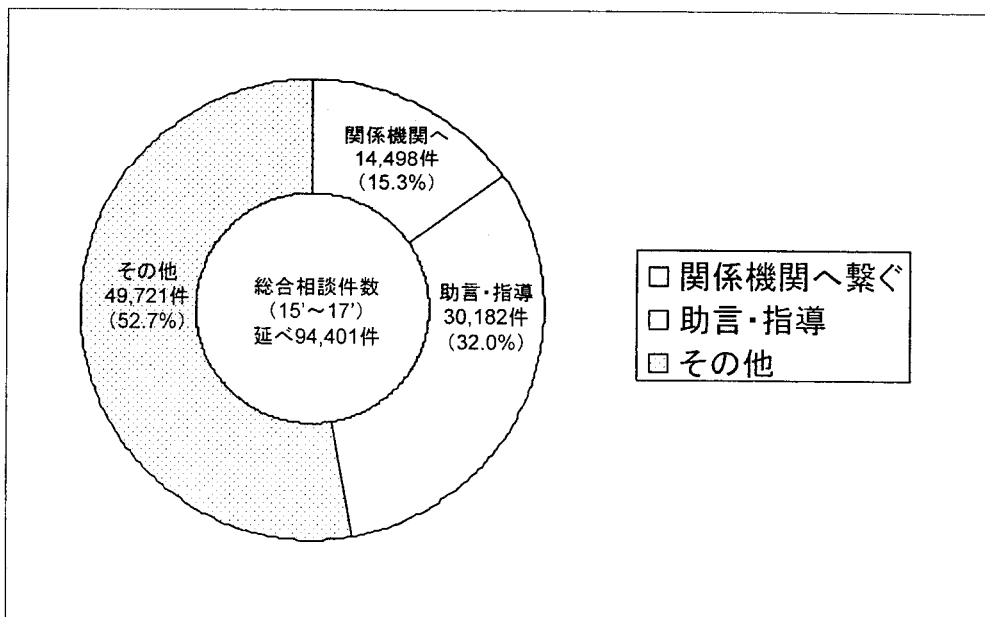
※3 福岡市の調査においては、国及び県管理の河川、公共施設等、駅舎は含まれない。

また、15年1月全国調査におけるカッコ内の数字は、国及び県管理の河川等も含んだもの。

現行ホームレス施策の状況 ①総合相談推進事業

☆ 総合相談事業により、自立支援センター、福祉事務所等の関係機関へ14,498件繋いでいる。

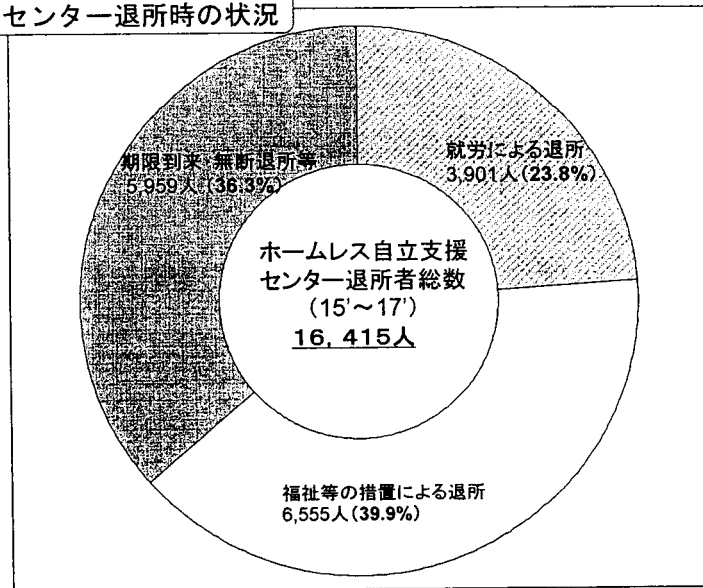
※ なお、総合相談事業実施自治体のH15.1現在のホームレス総数は、14,600人(カバー率57.7%)。



現行ホームレス施策の状況 ②自立支援センター事業

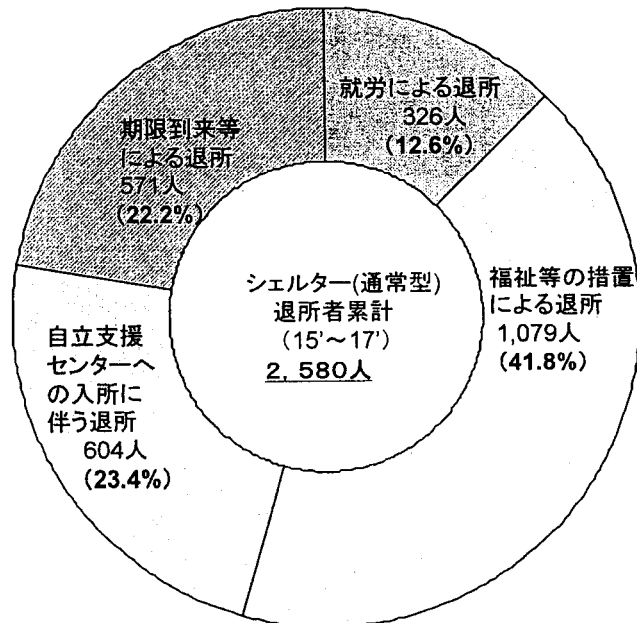
☆ 全体の約1/4が就労による退所、4割が福祉等の措置による退所、約1/3については、期限到来、無断退所等により退所している。

センター退所時の状況



現行ホームレス施策の状況 ③シェルター事業

☆ シェルターののべ利用人数は、935,346人である。これは利用形態の99.7%が単泊式であることによる。これらの内訳は、単泊式932,707人、通常型2,639人である。



3 消費生活協同組合について

(1) 生協制度の見直しについて

消費生活協同組合法（以下「生協法」という。）は、昭和23年に制定されて以降、実質的な見直しが行われないまま、現在までに60年近くが経過している。この間、消費生活協同組合（以下「生協」という。）を取り巻く環境や国民の要請は大きく変化するとともに、生協制度に対する様々な課題も生じてきている。

このため、生協制度の趣旨・実態等を十分に踏まえつつ、生協が、組合員の相互扶助という生協の本旨に沿い、将来にわたりその役割を的確に果たせるよう、経営・責任体制の強化や共済事業における契約者保護等の観点から見直す必要があり、その検討のため、昨年7月に「生協制度見直し検討会」を設置し、9回にわたり検討を行い、昨年12月に報告書がとりまとめられたところである。

上記検討会においてとりまとめられた報告書の内容を踏まえ、

ア 組織・運営規定について、生協の規模の拡大、実施事業の複雑化に伴い、生協の事業運営における健全性の確保及び迅速かつ適正な業務執行体制の確立の観点から生協内部のガバナンス機能及び生協外部からの監視機能を強化するための見直しを行う。

イ 購買事業について、生活圏の拡大による組合員ニーズの変化や、生協が地域において一定の役割を果たすことへの要請などを踏まえ、消費者の相互扶助組織という生協の本旨とのバランスをとりながら、必要な見直しを行う。

ウ 利用事業について、大きなウェイトを占めている医療・福祉事業を法令上明記した上で、その適正な実施及び組合員による福祉活動の促進のため、見直しを行う。

エ 共済事業について、保険業法が改正され、規制が強化されたことや、他の協同組合法における規定の整備状況（農協法は平成16年に、中小企業等協同組合法は昨年6月に改正済み）等を踏まえ、契約者保護の観点から見直しを行う。

（注）ア～エの内容については、厚生労働省の案として現在検討中のもの。

ことなどを盛り込んだ生協法改正案を本年通常国会に予算非関連法案として提出することを予定している。

なお、詳細は、全国消費生活協同組合担当課長会議（2月23日（金）実施）資料を参照願いたい。

(2) 健全な運営の確保等について

生協は、税制においても普通法人に比べ優遇されているように、その社会的責務は非常に大きく、信頼と責任ある経営が求められている。都道府県においては、今後とも、適正な運営体制と事業の健全性が確保されるよう、以下の点に留意の上、所管する生協の指導に特段のご配慮を願いたい。

ア 組合員の個人情報管理体制や出資金及び共済掛金などの管理体制の徹底

イ 経営が悪化している生協、特に、多額の累積赤字を抱えている生協における経営の健全化

ウ 事業を利用していない組合員が多数存在する生協や休眠状態にある生協における組合及び組合員管理の徹底

エ 共済事業規約等に基づいた適正な共済金給付の徹底

また、平成17年通常国会において保険業法が改正され、「根拠法のない共済」いわゆる「無認可共済」が契約者保護の観点から、保険業法の適用を受けることとなり、平成18年4月に施行されたところである。

これにより、従来「無認可共済」として共済事業を行ってきた者は、保険業法に基づく保険会社あるいは少額短期保険業者に移行又は、廃業や事業譲渡することとなるが、一部の事業者においては、生協としての法人格を取得し共済事業を行っていかうとする動きが見受けられるところである。

上記のような新たに設立される生協の認可にあたっては、生協法関係法令・通知に則って、適正な審査のうえ、ご判断願いたい。

(3) 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、生協法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しており、今般の第16回統一地方選挙に際し、「消費生活協同組合の政治的中立の確保について」（平成19年2月7日付 社会・援護局長通知）を発出したところであり、組合が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正にご指導願いたい。

(4) その他

ア 消費生活協同組合（連合会）実態調査について

平成18年度の調査については、今月を目途に調査結果表を公表することとしているので、都道府県におかれては、管内生協に対する指導等にご活用願いたい。

なお、平成19年度の調査実施にあたっては、都道府県のご協力をお願いいたしたい。

イ 生協関係予算について

(ア) 消費生活協同組合運営状況調査委託費

生協の所管行政庁としては、生協の運営実態の的確な把握が求められていることから、平成19年度においても消費生活協同組合運営状況調査を実施することとしている。

なお、平成19年度の調査テーマ、内容等の詳細については別途通知する予定である。

(イ) 消費生活協同組合貸付金について

本貸付金は、「消費生活協同組合資金の貸付に関する法律」（昭和28年法律第13号）に基づき、生協における設備整備等に必要な資金の貸付を行う都道府県に貸付けることにより、生協の健全な発展を図るものであり、平成19年度予算案においては1千5百万円が計上されているところである。

各都道府県におかれては、管内生協にこの貸付金の趣旨を十分説明し、理解を得たうえで、その活用を図られたい。

ウ 消費生活協同組合業務室の設置について

本年1月、生協が行う事業の適正な推進のため、当課に消費生活協同組合業務室を設置したところであるので、ご了知願いたい。

消費生活協同組合(生協)制度の改正について

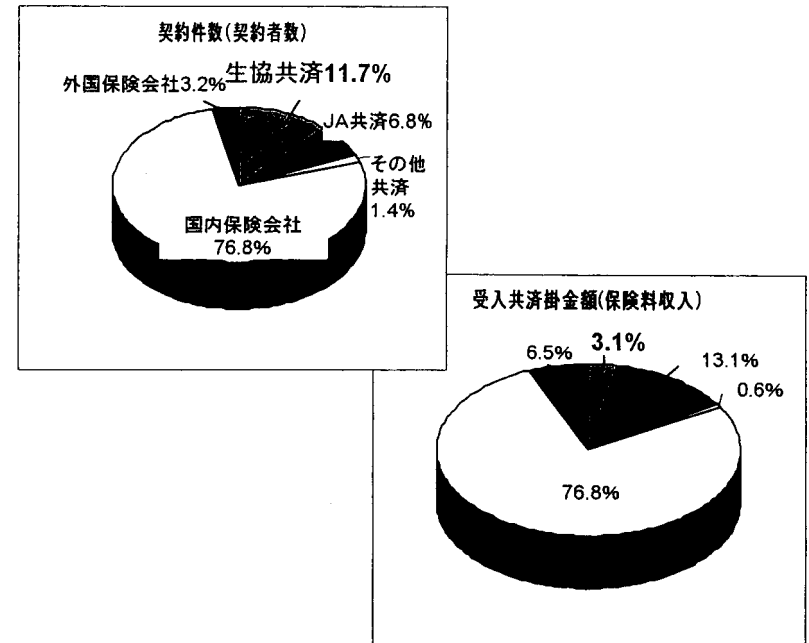
制度の概要

- 消費生活協同組合(生協)法は、昭和23年制定
- 生協とは、組合員の生活の文化的経済的改善向上のみを目的とする「一定の地域又は職域による人と人との結合」(相互扶助組織)

生協の現状

- 組合数:1,116組合 のべ組合員数5,915万人(H17年度末)
- 共済事業(* 実施組合数453組合 うち元受共済組合は139組合)
[共済、保険に占める生協共済のシェア:
11.7%(契約件数)、3.1%(受入共済掛金額)]
- 購買事業(* 実施組合数739組合)
[小売業総売上高に占める生協購買事業高:2%前後]
- 利用事業(* 実施組合数632組合)
[介護保険の在宅サービス費用額に占める生協のシェア:2%]

[保険・共済に占める生協共済のシェア(平成16年度)]



改正の趣旨

- 共済事業に関し、契約者保護のため、事業の健全性を担保するための規制を強化(農協法は平成16年に、中小企業等協同組合法は18年に、既に改正済み)
- 経営・責任体制の強化のため、規定の整備を図るとともに、生協を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しを行う
- あわせて、貸金業法改正に伴い、貸金業者の流入を防止するための見直しを行う

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案の概要

1 契約者保護

契約者保護の観点から、共済事業について、他の協同組合法における規定の整備状況や生協の特質を踏まえて、見直す

(1) 共済事業開始時の入口規制

- 最低限保有すべき出資金額(最低出資金)の基準の設定
[単位組合:1億円以上 連合会:10億円以上]

(2) 健全性(内部の体力充実)

- 共済事業との兼業規制
[規模が一定以上の単位組合及びすべての連合会]
- 健全性基準(ソルベンシー・マージン比率)の導入

(3) 透明性(外部からの監視)

- 経営情報の開示の義務づけ(公衆縦覧)

(4) 契約締結時の契約者保護

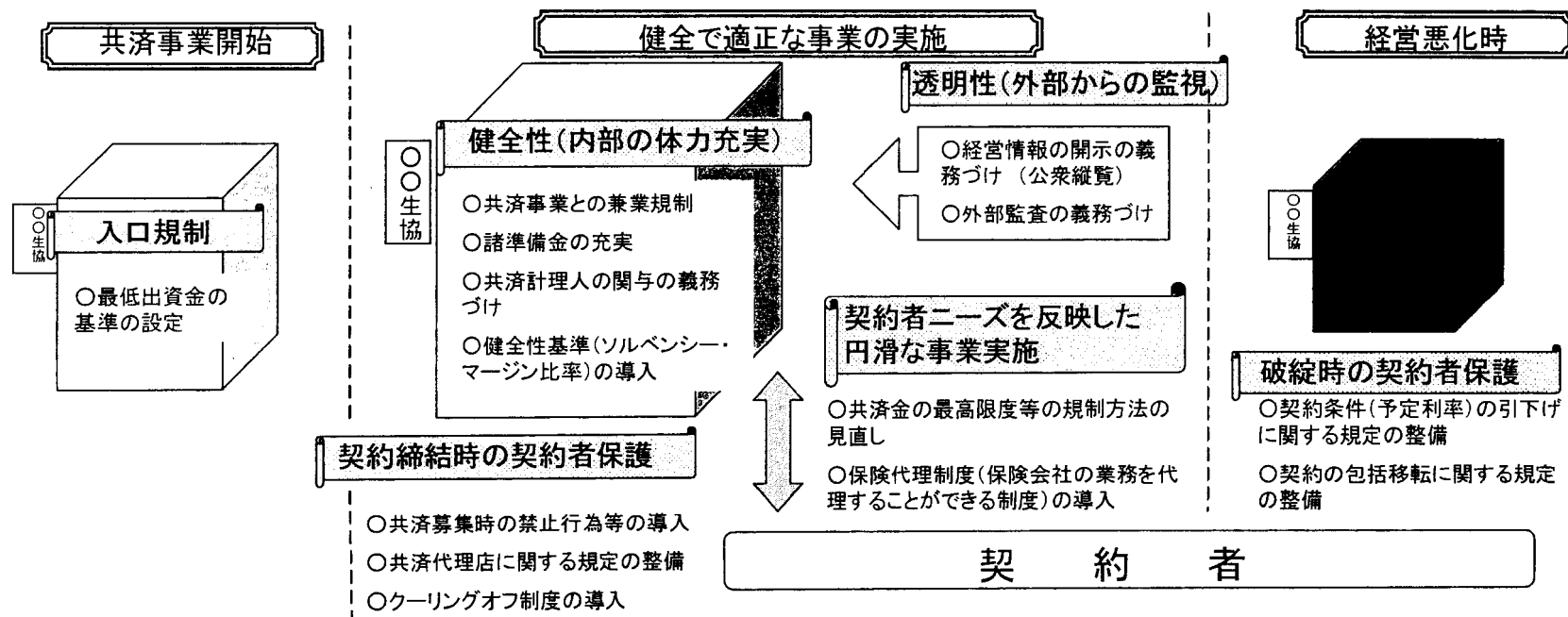
- 共済募集時の禁止行為(虚偽を告げることの禁止など)等の導入
- 共済代理店に関する規定の整備
[共済代理店の主体を一定の範囲に限定]

(5) 破綻時の契約者保護

- 契約の包括移転に関する規定の整備

(6) 契約者ニーズを反映した円滑な事業実施

- 共済金の最高限度額の規制方法の見直し
[最高限度額について、個別の定款及び共済事業規約の認可で対応]等



2 事業の区域と利用者の範囲

生活圏の拡大等に対応するため、消費者の相互扶助組織という生協の本旨を踏まえ、所要の見直しを行う

(1) 事業の区域

購買事業の実施のために必要と認める場合には、その隣接県まで事業の区域を設定可能とする(現行は県内のみ)

(2) 利用者の範囲

員外利用は認めず、例外的に認められる場合について、法令上明記する

許可の要否	事由	員外利用限度
許可要*	山間へき地／保育所等への食材提供／生協間の物資提供	組合員の利用分量の額の5分の1以内
許可不要	災害時の緊急物資提供／自賠償共済(契約車の相続の場合等)／体育施設、教養文化施設の利用／行政の委託事業	制限なし
	医療・福祉事業	組合員の利用分量の額の同量以内
	母体企業、大学による利用	組合員の利用分量の額の5分の1以内

* 中小小売商の事業活動への影響等を考慮しつつ、行政庁が判断

3 公共的活動の推進

少子高齢社会において、生協が行う医療・福祉事業の適正化を図るとともに、組合員による福祉活動の育成に資する見直しを行う

- ・ 医療・福祉事業に係る剰余金の割戻しの制限
- ・ 医療・福祉事業の員外利用限度の設定(現行は制限なし)
- ・ 剰余金の用途たる事業として組合員の福祉活動(子育て支援活動等)に助成する事業を追加(現行は組合員の教育事業のみ) 等

4 経営・責任体制の強化

機関の権限の明確化等により、組合内部のガバナンスを強化するとともに、生協外部からの監視機能を強化する

- ・ 理事会、代表理事に関する規定の整備・充実
- ・ 員外監事の設置の義務づけ
- ・ 行政庁による解散命令の強化(法令違反全般について、解散命令を発動することを可能とする)
- ・ 行政庁による役員解任命令の新設 等

5 貸金業者の流入防止

貸金業法の改正による生協への貸金業者の流入を防ぐため、適切な事業実施のための措置を講ずる

- ・ 参入条件(純資産額規制)の設定
- ・ 貸付事業規約に対する行政庁の認可制の導入 等

施行期日

平成20年4月1日

(ただし、5の貸金業者の流入防止は、別に政令で定める日(貸金業法改正の施行期日を考慮し決定))

4 地方改善事業等について

(1) 地方改善事業の実施について

ア 隣保館整備・運営等事業

隣保館整備・運営等事業については、今後とも多様化するニーズに的確に対応するためには、一般対策を活用することが必要であり、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう、ご配慮願いたい。

なお、平成19年度予算案における関係事業については、以下のとおりであるので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内の市町村に対してご周知願いたい。

(ア) 隣保館整備等事業

隣保館整備等事業については、各地方公共団体の需要を踏まえ所要の額を計上している。

(イ) 隣保館運営事業

隣保館は、地域住民に対して福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティーセンターとしての役割を担っていくことが必要であることから、その運営に当たっては、次の点に留意し、地域住民から期待される隣保館としての運営がなされるとともに、高齢者、障害者に対する在宅福祉等の施策についても、十分活用が図られるよう管内市町村に対しご周知願いたい。

① 隣保館においては、地域住民のニーズ等を的確に把握し、身近できめ細やかな福祉サービスが提供できるよう、社会福祉等に関する事業を総合的に推進する必要があることから、関係部局等との密接な連携の下で館運営が行われるよう、留意すること。

② 隣保館職員は地域住民の生活上の様々な相談に応ずるとともに、地域住民がそのニーズに応じて各種サービスを受けられるようにする、いわゆるコーディネ

ネーターの役割を担う必要がある。

このため、隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、介護保険制度や年金制度をはじめとする社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行う等、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担う館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

③ 市町村合併等に伴い、隣保館について他施設との統合等運営体制の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が失われることのないよう、十分留意すること。

④ 「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日厚生労働事務次官通知）を制定した際、隣保館運営審議会の設置事項を削除したところであるが、従来、隣保館運営審議会が行ってきた重要事項の決定や運用に関する審議は、隣保館の運営に対し、大きな役割を担ってきたところであるので、安易に審議会を廃止することにより、その機能が失われることのないよう留意すること。

⑤ 隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保することから、地域住民等から特定の団体に独占的に利用されている等の批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

イ アイヌ生活向上関連施策事業

アイヌ生活向上関連施策事業については、北海道が策定した「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」に基づき事業の推進に努めることとしているので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内市町村に対してご周知願いたい。

ウ 吹付けアスベスト等使用実態調査（第2回フォローアップ調査・補足調査）等について

平成17年8月1日付通知に基づき実施した標記全国調査の結果に係る第2回フォローアップ調査及び「石綿をその重量の0.1%を超え、かつ1%以下を含有する吹付けアスベスト等」を対象とした補足調査（平成18年11月30日付通知）の調査結果を取りまとめたところである（巻末参考資料参照）。

なお、アスベストにかかる今後の具体的な対応等については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の最終報告結果の公表及び今後の対応について（通知）（平成17年11月29日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）」、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査(フォローアップ)の報告結果の公表及び今後の対応について（通知）（平成18年2月13日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）」及び「社会福祉施設等におけるアスベスト対策について（平成18年10月31日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）」等に基づき、引き続き適切な対応を願いたい。

また、平成19年度以降も共同作業場、大型共同作業場、納骨堂、隣保館、生活館、ホームレス自立支援センターの吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、地方改善施設整備費補助金の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導願いたい。

（2）人権課題に関する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は、一部では依然として存在しており、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であるので、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じて人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

こうしたことが二度と起きないようにするためにも関係者等に対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。